

第3次春日部市環境基本計画策定支援業務委託 仕様書

1 委託業務名

第3次春日部市環境基本計画策定支援業務委託

2 本業務の目的

春日部市では、春日部市環境基本条例に基づき、2018（平成30）年度から2027（令和9）年度を計画期間とする『第2次春日部市環境基本計画』（以下、「現行計画」という。）を策定し、本市が抱える環境課題への取組などを推進してきた。

現行計画策定後、2024（令和6）年5月に国の「第六次環境基本計画」が閣議決定され、「生物多様性国家戦略2023-2030」や「地球温暖化対策計画」、「第五次循環型社会形成推進基本計画」など関連する個別分野の計画も改定が行われている。

このような社会的状況の変化を踏まえ、地球温暖化対策、生物多様性の保全、資源循環など多様な環境問題に対処すべく、『第3次春日部市環境基本計画』（以下、「新計画」という。）を策定する。

新計画では、国の「第六次環境基本計画」等を踏まえるとともに、現行計画同様「地方公共団体実行計画（区域施策編）」を包含し、新たに「地域気候変動適応計画」も包含するものとする。

3 第3次春日部市環境基本計画の基本的な考え方

（1）「基本計画」としての計画づくり

環境基本計画は、環境施策の個別計画の礎となる計画であり、春日部市の目指す環境の指針となるものとする。併せて、市の関連計画との整合性を図るものとする。

（2）「時代の変化に適応した」計画づくり

多様化する市民ニーズ、人口動態や社会情勢や気候変動、技術革新など、今後見込まれる本市を取り巻く状況の変化を的確に捉え、時代の変化に柔軟に適応する事ができる計画とする。

（3）「市民と協働した」計画づくり

春日部市自治基本条例の基本理念を鑑み、本計画の策定過程において、市民意識調査や春日部市環境審議会などを通して市民の声を反映した計画とする。

（4）「未来へつづく」計画づくり

将来のまちづくりの担い手であるこども・若者の意見を積極的に反映するため、共に考え、課題の解決に向けた計画とする。

（5）「データに基づく」計画づくり

EBPM（エビデンス（根拠）に基づく政策立案）の推進を図り、統計データや客観的な視点に基づく実効性の高い計画とする。また、財政状況を踏まえて、具体的かつ堅実で実現性の高い、市民の行政に対する信頼を確保した計画とする。

(6) 「選択と集中」の計画づくり

限りある人材や財源を効果的かつ効率的に活用することができるよう、重点を明確にした計画とするとともに、計画の策定段階から優先的に取り組むべき施策・事業を明確にした計画とする。

4 委託契約期間

契約締結日の翌日から2028（令和10）年3月22日とする。

5 委託業務内容

業務内容は概ね次のとおりとする。

(1) 基礎調査

① 地域特性調査

本市の関連計画や国・県の動向、本市の社会的・経済的・自然的条件など、新計画の目標設定や施策立案のために必要となる基礎情報を整理する。なお、市の関連計画は、市で収集し、提供する。

② 温室効果ガス排出量等及び再生可能エネルギーに関する現状分析等の実施

本市の市域におけるエネルギー消費量、温室効果ガス排出量、吸収量及び再生可能エネルギーの導入状況の現状分析及び2050年度までの将来推計を行う。

③ 市民・事業者意識調査

市民・事業者の、環境に対する現状認識や市の取組状況・環境施策に対するニーズ等を把握するため、アンケートを作成する。その後の郵送対応、集計作業は市にて行う。また、市が行った集計結果を基に分析作業を行う。

④ 現行施策の実施状況の整理

現行計画に基づく施策の実施状況について、春日部市環境白書や各部局への照会支援等により、把握・整理を行う。

⑤ 現行計画の評価、改定の方向性の検討

現行計画の指標の達成状況と①～④の結果を踏まえ、現行計画の評価を実施し、課題の整理、新計画の方向性を検討する。

(2) 計画案の作成

① 計画骨子の作成

上記(1)の結果をもとに、新計画の基本的事項及び施策の体系の見直しを行い、施策の方向性を含めて計画骨子としてとりまとめる。

② 施策体系、各取組の内容、目標及び指標等の検討

計画骨子を踏まえ、施策及び各主体の取組、目標及び指標等について検討する。

③ 温室効果ガス排出削減目標及び削減目標達成に向けた施策の検討（区域施策編）

国の「地球温暖化対策計画」の改定に基づき、2035年及び2040年を中間地点とした2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロの実現に向けた二酸化炭素の部門別削減目標及び削減目標達成に向けた施策の検討を行う。

また、本業務実施により改定が必要となる見込みの「春日部市役所が取り組む地球温暖化対策実行計画（第2次春日部市地球温暖化対策実行計画（事務事業編））」についても、本業務の実施内容を基に、修正後の目標値や目標達成に向けた施策内容について、素案等作成を行うものとする。

④ 気候変動影響評価及び適応策の検討（地域気候変動適応計画）

改定された国の気候変動に関する報告書を踏まえ、本市の気候の変化と将来予測、気候変動影響評価、適応策の検討を行う。

⑤ 計画素案のとりまとめ

前項までの検討結果を踏まえ、計画素案としてとりまとめる。

(3) 計画最終案及び概要版の作成

各種会議及びパブリックコメントの結果を反映し、計画最終案及び同概要版を作成する。

(4) 各種会議等の支援

会議への出席及び会議資料の作成支援を行う。

- ① 環境審議会（4回程度）
- ② 環境基本計画策定市民懇話会（2回程度）
- ③ 環境対策推進会議（庁内会議）（3回程度）
- ④ 事務局打合せ（オンライン開催含め8回程度）

6 策定までのスケジュール（案）

| | | |
|-------|-------|-------------------------------|
| 令和8年 | 7月下旬 | 契約締結 |
| | 10月下旬 | 環境対策推進会議（計画骨子案及びアンケート調査案について） |
| | 11月上旬 | 環境審議会 |
| 令和9年 | 6月下旬 | 環境対策推進会議（計画案について） |
| | 7月上旬 | 環境審議会（計画案について（諮問）） |
| | 10月下旬 | 環境対策推進会議（パブリックコメント案について） |
| | 11月上旬 | 環境審議会（パブリックコメント案について） |
| | 12月 | パブリックコメント実施 |
| 令和10年 | 1月下旬 | 環境審議会（計画案について（答申）） |
| | 2月中旬 | 計画策定 |

7 成果物

本業務の成果として、次のものを作成する。

- | | |
|-----------------|-------------------------|
| ① 環境基本計画（本編） | 電子データ、A4 版印刷製本（カラー） 5 部 |
| ② 環境基本計画概要版 | 電子データ、A4 版印刷製本（カラー） 5 部 |
| ③ 本業務に関連する電子データ | 一式 |

8 業務内容の変更

本業務の内容に変更が生じる場合は、市と受託者との協議の上、必要に応じて委託内容の変更を行うこととする。

9 その他

- (1) 受託者は本業務を実施するに当たり関係法令を遵守するとともに、本仕様に基づき市担当者と密接に連絡を取り、委託期間内に業務を完了すること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書の内容等に関して疑義が生じた場合は、市との協議の上、取り決めること。
- (3) 本業務に関する各種会議や打合せに要する経費は、受託者の負担とする。
- (4) 受託者は本業務で知り得たいかなる情報も第三者へ漏らしてはならない。本業務の完了後についても同様とする。
- (5) 個人情報を取り扱う際は、契約書に添付する「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (6) この業務に関して収集された情報、著作権及び著作権は、発注者に帰属するものとする。

以上